# 飼い主のみなさんへ

# 9月20日~26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、動物の愛護だけでなく適正な飼育への関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき設けられました。

飼い主は動物の健康や安全に注意し、人に害を加 えたり、迷惑をかけたりしないようにする必要があ ります。今一度、ルールやマナーを確認しましょう。

- ■問い合わせ先
- ○役場環境課 ☎963-1732(直)
- ○粕屋保健福祉事務所保健衛生課 ☎939-1744(直)





町内では1,700頭を超える犬が登録されており、飼い主と一緒に散歩する姿が多く見られます。犬が好きな人から苦手な人まで誰もが快適に過ごせるように、マナーを守りましょう。

# (1)飼い主の義務

#### 【犬の登録】

新しく飼い始めた人やまだ登録をしていない人は、登録が必要です。

登録場所 役場環境課

### 【狂犬病予防注射】

年に1回の接種が必要です。かかりつけの動物 病院や集合注射などで接種しましょう。

# (2)散歩のマナー

フンやおしっこの不始末 に関する苦情は後を絶ちま せん。責任をもって後片付 けをしましょう。

#### 【フンは自宅で処分!】

駅や公園のトイレなどに 流さないでください。



#### 【おしっこは水で流す!】

おしっこの不始末が多く見受けられます。水を 持ち歩き、流してください。

#### 【エチケットバッグを活用!】

トイレットペーパー・ごみ 袋・水・ペットシーツなどを 入れて持ち歩けば安心です。



# (3)放し飼いはしない

犬が苦手な人はどんなにしつけられた犬でも怖いと感じます。 散歩のときは、咬みつき事故や不慮の事故を防ぐためにも、必ずリードを つけましょう。







猫は町内でも多く飼育されており、近年の猫ブームで注目を集めています。一方、飼い主のいない猫は依然増えており、 平成28年度、県内では約2,200匹が殺処分されました。

これ以上不幸な猫を増やさないために、また、人間と猫が 上手く共生するために、何ができるでしょうか。

# (1)飼い主のいない猫への餌やりはしない



「かわいそう」といった一時の感情での無責任な 餌やりはやめましょう。猫は環境が整うと年間2 ~3回、1回あたり3~5匹出産し、かえって不 幸な猫が増えてしまいます。

また、県内でもフン尿被害などで困っている人が、餌を与えている人に対して訴訟を起こす事例も出てきています。

## 【町に寄せられる意見】

- ○敷地内でフンやおしっこをされ、汚れや悪臭で 困っている
- ○野良猫に餌をやっている人がいるので集まって くる
- ○近くで野良猫が出産して、子猫がたくさんいるのでどうにかしてほしい

# (2)飼い主の心がけ

### 【室内で飼う】

外で猫を飼うとフン尿などで近隣に迷惑をかける場合があります。また、外には交通事故や感染症など猫にとっての危険も多くあります。昨年、町内でも多くの猫が交通事故に遭っています。

#### 室内飼いのポイント

上下に移動ができる遊具を置くと 広い生活空間がなくても猫にストレスを与えません。



ホームセンターやペットショップで 遊具が販売されています

## 【迷子札(首輪)をつける】

連絡先や住所などを表示した迷子札を首輪につけ、身元表示をしてください。迷い猫にしないよう責任を持って飼いましょう。



#### 【不妊・去勢手術をする】

責任を持って生まれてくる猫を飼えないのであれば、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすることで病気のリスクが軽減し、発情期特有の行動(大きな鳴き声や所定の場所以外での排尿)がなくなります。

# (3)地域猫活動

地域猫活動とは、飼い主のいない猫が引き起こ すフンや鳴き声などの問題を解決するため、地域 住民が主体となって取り組む活動です。

県では不妊・去勢手術費用の補助を行っていま す。補助を受けるには要件があります。詳しくは 問い合わせください。

**主な活動** 不妊・去勢手術、ルールを決めて行う 餌やり、トイレの管理

**目的** 一代限りで生を全うさせ、数年かけて飼い 主のいない猫をなくす